

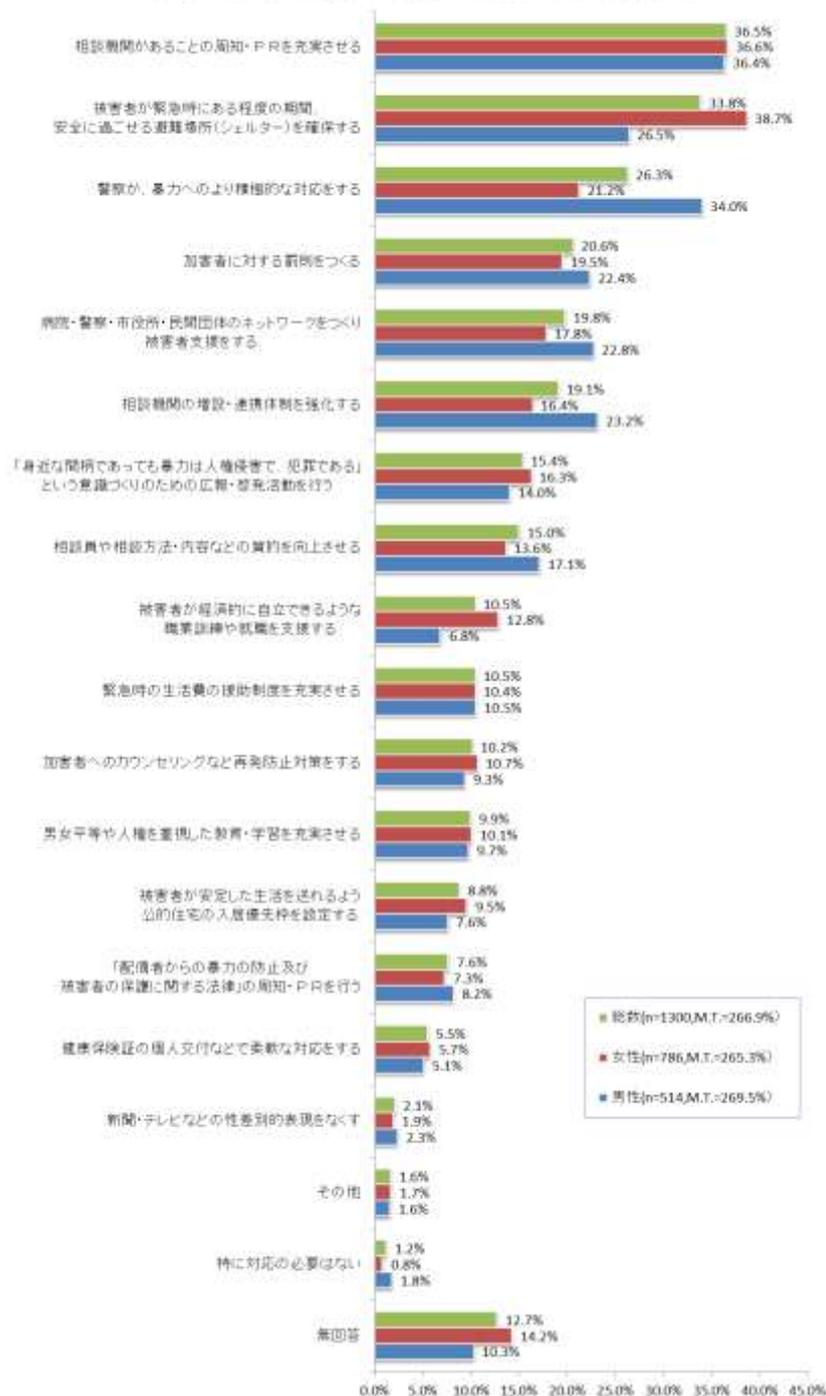
6 男女間における暴力を防止するために必要なことについて

男女間における暴力防止に関する公的支援について、その必要なものを聞いたところ、「相談機関があることの周知・PRの充実」(36.5%)、「被害者が緊急時にある程度の期間、安全に過ごせる避難場所(シェルター)の確保」(33.8%)、「警察が、暴力へのより積極的な対応をする」(26.3%)の順となっている。

男女別にみると、男性では「相談機関があることの周知・PRの充実」(36.4%)が最も多いのに対し、女性では「被害者が緊急時にある程度の期間、安全に過ごせる避難場所(シェルター)の確保」(38.7%)が最も多くなっている。(図6)

問 19 あなたは、配偶者や恋人から暴力を受けている人に対して、公的に支援する仕組みとして必要だと思うものは次のどれですか。主なものに○を3つつけてください。(○は3つ)

図6 男女間における暴力に対する公的支援の必要性(複数回答)



6 男女間における暴力を防止するために必要なことについて

(人)

	男性 (n=514)	女性 (n=786)	総数 (n=1300)
相談機関の増設・連携体制を強化する	119	129	248
相談員や相談方法・内容などの質的を向上させる	88	107	195
相談機関があることの周知・PRを充実させる	187	288	475
被害者が緊急時にある程度の期間、安全に過ごせる避難場所(シェルター)を確保する	136	304	440
被害者が安定した生活を送れるよう公的住宅の入居優先枠を設定する	39	75	114
緊急時の生活費の援助制度を充実させる	54	82	136
被害者が経済的に自立できるような職業訓練や就職を支援する	35	101	136
健康保険証の個人交付などで柔軟な対応をする	26	45	71
警察が、暴力へのより積極的な対応をする	175	167	342
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の周知・PRを行う	42	57	99
加害者に対する罰則をつくる	115	153	268
加害者へのカウンセリングなど再発防止対策をする	48	84	132
「身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪である」という意識づくりのための広報・啓発活動を行う	72	128	200
男女平等や人権を重視した教育・学習を充実させる	50	79	129
病院・警察・市役所・民間団体のネットワークをつくり被害者支援をする	117	140	257
新聞・テレビなどの性差別的表現をなくす	12	15	27
その他	8	13	21
特に対応の必要なし	9	6	15
無回答	53	112	165